

豊川市シティプロモーションロゴ「ともに“かなえるなら”とよかわ」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市シティプロモーションロゴ「ともに“かなえるなら”とよかわ」(以下「ロゴ」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴの使用目的)

第2条 ロゴは、市民の市への愛着や誇りを高めるとともに、市の魅力を市内外に広くプロモーションすることを目的として使用するものとする。

(ロゴに関する権利)

第3条 ロゴに関する著作権等の一切の権利は、豊川市に属する。

(使用資格)

第4条 ロゴを使用できる者は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 豊川市が使用する場合
- (2) 市民や企業、団体等が本市の魅力発信に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 豊川市議会議員が市のPRを目的に使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(使用申込)

第5条 ロゴを使用する者(以下「使用者」という。)は、事前に豊川市あいち電子申請・届出システム(以下「電子申請システム」という。)へ必要事項を入力し、市長へ申込(以下「電子申込」という。)を行うものとする。ただし、前条第1号に該当する場合は、この限りではない。

(資格要件)

第6条 第5条の使用申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当するときは、ロゴの使用を許可しない。

(使用確認)

第7条 市長は前条の電子申込を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を確認する。

2 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、市長は申込内容については是正を求めることができる。

- (1) 豊川市の信用及び品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、宗教、選挙のPR活動に利用されるおそれのある場合
- (3) 特定の個人又は団体を豊川市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合

- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 優良誤認や産地偽装等、消費者の誤解を招き、または利益を害するおそれのある場合
- (7) その他、ロゴを使用することが不適当と認められる場合

(営利目的の使用許可申請)

第8条 使用者が、ロゴを営利目的として使用する場合は、電子申込と併せて豊川市シティプロモーションロゴ使用許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、適当と認めたときは、豊川市シティプロモーションロゴ使用許可通知書(様式第2号)により、当該申請した者に通知するものとする。

3 市長は、第7条1項に規定する申請を許可することが不適当と認めるときは、豊川市シティプロモーションロゴ使用不許可通知書(様式第3号)により、当該申請した者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 ロゴの使用料は、無償とする。

(使用期間)

第10条 ロゴの使用期間は、申込日から申込日の属する年度の末日までとする。

(使用上の遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 豊川市シティプロモーションロゴ「ともに“かなえるなら”とよかわ」デザインマニュアルに定められた色、形等に従ってロゴを正しく使用すること。
- (2) ロゴを使用した場合、ロゴを使用した制作物等(以下「制作物」という。)の完成後、30日以内に電子申請システムへ必要事項を入力し、当該制作物の完成品又は写真、その他制作物の状況がわかる資料を添付して、市長へ報告を行うこと。
- (3) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (4) 制作物の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (5) 他者によるロゴの無断使用等問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに市長に報告すること。
- (6) 使用者はロゴのデータを適正に管理し、第三者に提供をしてはならない。
- (7) その他各種法令を遵守すること。

(違反等に対する取扱い)

第12条 使用者が、この要綱の規定に違反したときには、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求又は指示等によって使用者に損害が生じた場合においても、豊川市はそ

の責任を一切負わない。

(使用状況の報告等)

第13条 市長は、使用者に対し、ロゴの使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

2 市長から前項の報告等の求めがあった場合は、使用者はこれに応じなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、ロゴの適正な管理と使用促進を図る観点から、使用者から提出された書類について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。

(損失補償等の責任)

第15条 豊川市は、ロゴの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、制作物の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、豊川市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がロゴの使用に際して、故意又は過失により豊川市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を豊川市に賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月8日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

豊川市シティプロモーションロゴ使用許可申請書

年 月 日

豊川市長 殿

（申請者）

住 所

企業名・団体名

氏 名（代表者名）

次のとおり豊川市シティプロモーションロゴを使用したいので下記のとおり申請します。

記

使用内容 （物品名）				
使用方法				
使用数量				
使用期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで			
担当者連絡先	氏名		所属	
	電話		FAX	
	メールアドレス			
添付資料	企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等） ※添付書類には販売金額を記載してください。			

様式第 2 号（第 8 条関係）

豊川市シティプロモーションロゴ使用許可通知書

8 豊元第〇号
年 月 日

氏名（名称及び代表者名） 様

豊川市長 竹本 幸夫

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった豊川市シティプロモーションロゴ
使用について、下記のとおり許可します。

記

使用内容 （物品名）	
使用方法	
使用数量	
使用期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで
使 用 条 件 そ の 他	

様式第 3 号（第 8 条関係）

豊川市シティプロモーションロゴ使用不許可通知書

8 豊元第〇号

年 月 日

氏名（名称及び代表者名） 様

豊川市長 竹本 幸夫

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった豊川市シティプロモーションロゴの使用について、下記のとおり審査の結果不許可となりましたので、通知します。

記

不許可の理由等